

ベトナム法令

未成年労働者に関する労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する 通達

(番号 09/2020/ TT-BLĐTBXH)

※2019 年労働法（番号 45/2019/QH14）の詳細を規定する通達です。

目次

第一章 総則	2
第 1 条 調整範囲	2
第 2 条 適用対象	2
第二章 満 15 歳未満の者の労働使用	3
第 3 条 満 15 歳未満の者の労働使用条件.....	3
第 4 条 満 15 歳未満の者を使用するための労働契約の締結.....	3
第 5 条 満 13 歳未満の者の労働使用の同意権限.....	4
第 6 条 満 13 歳未満の者の労働使用提議書類.....	4
第 7 条 満 13 歳未満の者の労働使用提議の手順、手続.....	4
第三章 未成年労働者に適用される業種、業務、勤務場所の一覧	5
第 8 条 満 13 歳から満 15 歳未満の者の軽度の業務の一覧.....	5
第 9 条 未成年者の体力、知力、人格の発展に有害な業務、勤務場所の一覧	5
第 10 条 満 15 歳から満 18 歳までの者の時間外労働、深夜労働をすることが できる業種、業務の一覧	5
第四章 実施組織	5
第 11 条 労働傷病兵社会局の責任	5
第 12 条 使用者の責任	6
第五章 施行条項	6
第 13 条 施行効力	6

労働傷病兵社会省

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：09/2020/TT-BLĐTBXH

ハノイ 2020 年 11 月 12 日

未成年労働者に関する労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する 通達¹

2019 年 11 月 20 日の労働法に基づき；

2017 年 2 月 17 日の労働傷病兵社会省の職能，任務，権限及び組織機構を規定する政府の議定（政令）14/2017/NĐ-CP に基づき；

労働安全局長及び児童局長の提議に従い；

労働傷病兵社会省大臣は，未成年労働者に関する労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する通達を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

この通達は，未成年労働者に関する以下の条項の詳細及び施行案内を規定する：

1. 第 145 条 4 項に従った 15 歳未満の者の使用。
2. 第 143 条 3 項に従った満 13 歳以上 15 歳未満の者の軽度の業務の一覧。
3. 第 146 条 2 項に従った満 15 歳以上 18 歳未満の者が時間外労働，深夜労働をすることができる業種，業務の一覧。
4. 第 147 条 3 項の規定に従った未成年者の体力，知力，人格の発展に有害な業務，勤務場所の一覧。

第 2 条 適用対象

1. 使用者。
2. 未成年労働者。
3. この通達の規定実施に関連を有するその他の機関，組織，個人。

¹ 本稿は 2021 年 3 月 17 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

第二章 満 15 歳未満の者の労働使用

第 3 条 満 15 歳未満の者の労働使用条件

使用者は、満 15 歳未満の者を労働に使用する場合、以下の具体的規定につき労働法第 145 条を順守しなければならない。

1. この通達第 4 条が規定する満 15 歳未満の者及びその法定代理人との労働契約の締結。
2. 労働法第 146 条 1 項が規定する満 15 歳未満の労働者の労働時間の設定。15 歳未満の労働及び学習を同時にする者、又は労働しながら学習する必要がある者については、労働時間の設定はその者の学習時間に影響を与えないことを保障する。
3. 労働法第 109 条 2 項が規定する満 15 歳未満の者に対する短時間の休憩の設定。
4. 労働法第 145 条 1 項 c 号及び d 号並びに労働安全衛生法が規定する、健康診断、職業病診断及び勤務条件、労働安全衛生の確保に関する規定の順守。
5. 満 13 歳以上満 15 歳未満の者を採用して使用できるのは、以下の条件に適合する軽度の業務を行う場合のみである：
 - a) この通達第 8 条が規定する一覧の業務；
 - b) 勤務場所が、労働法第 147 条 2 項 a 号、b 号、c 号、d 号及びこの通達第 9 条 2 項が規定する場合に属さない勤務場所。
6. 満 13 歳未満の者を採用して使用することはできない。但し、芸術、体育、スポーツの業務を除くが、満 13 歳未満の者の体力、知力、人格の発展に有害であってはならず、この通達第 5 条が規定する労働傷病病社会局の同意が必要である。

第 4 条 満 15 歳未満の者を使用するための労働契約の締結

1. 使用者側で労働契約を締結する者は、労働法第 18 条 3 項及び以下の各条件に従って実施する：
 - a) 発給の日から労働契約締結時までに 6 か月を超えない司法履歴票を有し、その中に児童への侵害行為に関する有罪判決がない；
 - b) この通達に添付して発行する付属文書 I の書式 02 に従った、児童侵害行為に関して刑事責任追及をされたことがない、行政違反処分を受けたことがないことの誓約書。
2. 満 15 歳未満の者との労働契約は労働法第 21 条の規定の内容及び以下の内容を有さなければならない：
 - a) 満 15 歳未満の者の法定代理人の氏名、生年月日；居住地；電話番号（もしあれば）；市民カード、人民証明書又はパスポートの番号；

- b) 家庭を離れて勤務する満 15 歳未満の者については宿泊施設；
 - c) 学習条件の確保。
3. 満 13 歳未満の者との労働契約は、この通達第 5 条が規定する労働傷病兵社会局の文書による同意の後に、効力を有する。

第 5 条 満 13 歳未満の者の労働使用の同意権限

労働法第 145 条 3 項の規定に従って満 13 歳未満の者を採用、使用する時、使用者は以下の機関の同意を得なければならない：

1. 使用者が企業、機関、組織、協同組合である場合は、本店住所地又は企業登記証明書、協同組合投資証明書、協同組合連合登記証明書、投資登録証明書、投資方針承認文書、機関・組織の設立決定、組合の協力契約に記載されている住所の地の労働傷病兵社会局。
2. 使用者が経営世帯又は個人である場合は、経営世帯、個人の常住戸籍登録又は一時居住の登録をした地の労働傷病兵社会局。

第 6 条 満 13 歳未満の者の労働使用提議書類

満 13 歳未満の者の労働使用提議書類は以下からなる：

1. この通達の付属文書 I の書式 01 に従った満 13 歳未満の者の労働使用提議文書。
2. 使用者が企業、機関、組織、協同組合である場合は、企業登記証明書、協同組合投資証明書、協同組合連合登記証明書、投資登録証明書、投資方針承認文書、機関・組織の設立決定、組合の協力契約の写し。使用者が経営世帯、個人である場合は、戸籍又は一時居住の書類の写し。
3. この通達第 4 条 1 項 a 号が規定する使用者側の労働契約締結者の司法歴票の写し。
4. この通達第 4 条 1 項 b 号が規定する児童侵害行為に関して刑事責任追及をされたことがない、行政違反処分を受けたことがないことの誓約書。
5. 使用者と、満 13 歳未満の者及びその者の法定代理人との間の労働契約書又はその草案。草案である場合は、この通達の付属文書 I の書式 03 に従った満 13 歳未満の者の同意書がなければならない。
6. 満 13 歳未満の者の出生届又は健康診断書の写し。満 13 歳未満の者が学習をする場合は教育機関での学習スケジュール又はプログラム。

第 7 条 満 13 歳未満の者の労働使用提議の手順、手続

1. 満 13 歳未満の者の労働使用の需要がある場合、使用者はこの通達第 6 条が規定する満 13 歳未満の者それぞれに対する文書を 1 部、直接又は郵送若しくはオンラインでこの通達第 5 条が規定する労働傷病兵社会局に送付する。

2. この通達第 6 条が規定する書類の構成が全て揃っている場合、労働傷病兵社会局は満 13 歳未満の者の労働使用提議書類を受け取る。
3. この条第 2 項が規定する書類を受け取った日から 10 営業日以内に、労働傷病兵社会局は情報解明（もし必要があれば）の進行に関連を有する各機関、組織と協働して、書類を審査して使用者に対してこの通達に添付して発行される付属文書Ⅰの書式 04 に従って、文書で満 13 歳未満の者の労働使用の同意を回答する。

同意しない場合は、労働傷病兵社会局は理由を明記した文書を使用者に送付して回答する。

第三章 未成年労働者に適用される業種、業務、勤務場所の一覧

第 8 条 満 13 歳から満 15 歳未満の者の軽度の業務の一覧

満 13 歳から満 15 歳未満の者の軽度の業務の一覧はこの通達に添付される付属文書Ⅱとして発行する。

第 9 条 未成年者の体力、知力、人格の発展に有害な業務、勤務場所の一覧

1. 労働法第 147 条 1 項 h 号が規定する未成年者の体力、知力、人格の発展に有害な業務の一覧は、この通達に添付される付属文書Ⅲとして発行する。
2. 労働法第 147 条 2 項 d 号が規定する未成年者の体力、知力、人格の発展に有害な勤務場所の一覧は、この通達に添付される付属文書Ⅳとして発行する。

第 10 条 満 15 歳から満 18 歳までの者の時間外労働、深夜労働をすることができる業種、業務の一覧

満 15 歳から満 18 歳までの者の時間外労働、深夜労働をすることができる業種、業務の一覧は、この通達に添付される付属文書Ⅴとして発行する。

第四章 実施組織

第 11 条 労働傷病兵社会局の責任

1. 自ら主宰して、省、中央直轄市に属する人民委員会の医療、文化、スポーツ、観光、教育の専門機関及び関連機関と協働して、この通達の実施を常時促し、監察する。
2. 地域の未成年者の労働使用を案内し、検査する。
3. 未成年労働使用の管理、検査に関する専門、業務能力の養成、向上を図る。
4. 未成年者労働使用管理における情報技術を応用する。

5. 毎年 12 月 25 日の前に、地域における満 13 歳未満の者の使用の同意状況について、この通達に添付して発行される付属文書 I の書式 05 に従って労働傷病兵社会省へ報告する。

第 12 条 使用者の責任

1. この通達に添付して発行される付属文書 I の書式 06 に従って未成年者の労働使用状況の注視書を作成する。
2. 未成年者の権利及び利益に関連する問題に関してその意見を尊重し、収集する。
3. 未成年者の勤務場所における安全の確保を常時検査し、観察する。
4. 未成年者の健康が業務に符合しない場合、未成年者に通知しなければならない。満 15 歳未満の場合は同時にその法定代理人に通知しなければならない。
5. 児童保護に関して施行されている法令の規定を十分に実施する。

第五章 施行条項

第 13 条 施行効力

1. この通達は 2021 年 3 月 15 日から施行効力を有する。
2. この通達が施行効力を有した日から以下の通達は施行効力を失う：
 - a) 労働傷病兵社会省が 2013 年 6 月 10 日に発行した未成年者の労働使用を禁ずる業務及び勤務場所の一覧を発行する通達 10/2013/TT-BLDTBXH；
 - b) 労働傷病兵社会省が 2013 年 6 月 11 日に発行した満 15 歳未満の者を使用できる軽度の業務の一覧を発行する通達 11/2013/TT-BLDTBXH。

大臣

ダオ・ゴック・ズン

※付属文書 I ～ V は省略した（但し、後日追加予定）。